

建 一 6 0 7
令和 7 年 3 月 3 日

公益社団法人 全日本不動産協会秋田県本部 本部長 様

秋田県建設部建築住宅課長
(公 印 省 略)

住宅瑕疵担保履行法に基づく基準日届出の徹底について (依頼)

日頃から、県の建築住宅行政に御理解・御協力いただきお礼申し上げます。

さて、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成 19 年法律 66 号）において、新築住宅を引き渡した宅地建物取引業者（以下「事業者」という。）が、基準日前 10 年間に新築住宅を 1 戸以上引き渡している場合、基準日前 1 年間に引き渡した新築住宅の戸数が 0 戸であっても、国土交通大臣または都道府県知事に対する届出が義務づけられています。

今般、これまで住宅瑕疵担保責任保険法人から基準日前 1 年間に引き渡した新築住宅の戸数が 0 戸である事業者に対して送付されていた「0 戸である旨の保険契約締結証明書」及び「基準日の届出のお知らせ」について、令和 7 年 3 月 31 日基準日以降、送付が廃止されます。

つきましては、基準日届出を失念しないよう、別紙により、貴会会員の皆様への周知をお願いいたします。

担 当 秋田県建設部建築住宅課
建築指導チーム 鈴木・佐藤
T E L 018-860-2565
E-mail kjsidou@mail2.pref.akita.jp